

平成16年改正後の残された課題 に対する検討の視点

| | |
|-----------------------------------|----|
| 1. 低年金・低所得者に対する年金給付の見直しについて..... | 1 |
| 2. 基礎年金の受給資格期間（25年）の見直しについて..... | 5 |
| 3. 国民年金保険料の徴収時効（2年）の見直しについて..... | 7 |
| 4. 国民年金の適用年齢のあり方について..... | 9 |
| 5. パート労働者に対する厚生年金適用の拡大等について..... | 11 |
| 6. 育児期間中の者の保険料免除等について..... | 13 |
| 7. 高齢者雇用と統合的な仕組み（在職老齢年金）について..... | 15 |
| 留意点..... | 17 |

1. 低年金・低所得者に対する年金給付の見直しについて

〈現行制度の課題〉

- 満額でない基礎年金等の受給権者が発生しており、その要因には過去・現在の制度設計や個々人のこれまでの加入状況等様々な背景がある。
 - ・ 年金の額の計算の基礎となる保険料納付済期間が満額受給の期間に達していない。
 - ・ 65歳前から老齢基礎年金等の繰上げ受給を行っているために、減額された年金を受給。
- 現行制度においては、国民年金の第1号被保険者（自営業者等）については、原則として通常の保険料（平成20年度：14,410円）を納付する義務が課せられており、低所得等の理由により通常の保険料を納められない場合に、被保険者からの申請を待って初めて保険料が免除される仕組みとなっている。

保険料免除期間については、国庫負担相当分（現行3分の1）が支給されることとなっており、最低保障的な役割を果たしている。
- 国民年金保険料の納付勧奨、強制徴収や免除周知を的確に実施するため、国民年金の第1号被保険者のうち、未納期間が1ヶ月以上ある者の所得に関する情報について、年1回から複数回、社会保険庁から市町村に提供を求め、これに応じた市町村から社会保険事務所に所得情報が提供されている。
- なお、現行制度においては、高齢期に低年金や低所得であることに着目して、年金給付に加算を行う仕組みは、特段設けられていない。

〈検討の視点〉

- 基礎年金を税方式に転換することにより低年金問題を解決すべきとの指摘についてどう考えるか。
- 税方式への転換によらず、現行の社会保険方式において最低保障機能を強化することで、最小限の税投入によりこの問題を解決すべきとの指摘についてどう考えるか。
- 我が国の社会保障体系の中では、若年者・高齢者を問わず、低年金・低所得等により現に貧困になった者を事後的に救済し、「最低生活を保障」する制度として生

活保護が存在しており、年金制度内で対応するのではなく、福祉的措置に委ねるべきとの指摘についてどう考えるか。

- なお、低所得者に対する所得再分配機能を強化する場合には、それに併せて、高所得者の給付と負担のあり方についても検討が必要となるのではないか。

(年金部会での主な議論)

《年金制度での対応に肯定的な意見》

- ・ 低所得者でも負担能力に応じた保険料を支払うことで、将来に向けて満額の基礎年金の受給を可能とすることができないか。
- ・ 現在の制度は、免除すると低年金になるが、現役のときの経済格差が給付時にも反映されるという今の制度は、本当に日本の社会保障制度としてふさわしいのか。
- ・ 能力に応じて保険料を納付し年金制度に参加してきたのに生活保護になるのか、という抵抗があるかもしれない。
- ・ 年金給付時において、低所得に着目した上乘せ給付を考えることはできないか。
- ・ 加算等は今後積極的に検討していくべきアイデア。特に、基礎年金にもマクロ経済スライドが適用されることから、必要性は高まっていると考える。

《年金制度での対応に否定的な意見》

- ・ 年金とは別の高齢者の最低保障制度を作るべき。年金制度は保険原理を貫くべき。
- ・ 社会保険方式の下では、現行の低所得者への保険料免除制度がかなりぎりぎりの配慮・工夫であり、それでも救えない低所得者に対しては、生活保護をもっと受けやすくするなど年金制度の外での工夫をすべきではないか。
- ・ 社会保険方式をベースとする現行の基礎年金制度において、保険料の拠出を伴わない広範な給付をビルトインすることは公平性の観点から難しいものと思われる。

《税方式に転換するべきという意見》

- ・ 基礎年金は税方式に転換し、切り替え時に未納者・未加入者は減額すべきと考えているが、そのような人には経過的に税で最低保障を行うことが必要。

※ 社会保障国民会議中間報告において、無年金者・低年金者の発生を最小限に食い止めるため、単身高齢者女性等を念頭に置いた基礎年金の最低保障額の設定を検討すべき旨の記載がある。さらに、「5つの安心プラン」においても、最低保障機能の強化等について検討する旨が記載されている。

《見直す場合に考えられる選択肢》

(1) 「給付時」における対応

例① 基礎年金において、低年金者に対し、一定額を保障する「最低保障年金」制度を設ける。

[論点]

- 拠出と負担の関係が明確であることを特徴とする年金制度において、低年金であることをもって加入期間によらず一定額の年金を支給することが適当か。
- 保険料を納付する意欲が低下することにつながらないか。
- スウェーデン等の諸外国においても最低保障年金の仕組みは存在するが、それらは所得比例年金における最低保障であり、免除制度による最低保障機能を有する基礎年金における機能強化の議論にそのまま当てはめることは妥当か。

例② 基礎年金の給付額が満額であるか否かにかかわらず、著しく所得の低い単身高齢者等に対して年金に加給金を加算する仕組みを導入する。

[論点]

- 社会保険方式を採用する年金制度において、老後の経済状況に着目した所得保障の仕組みを制度内に設けることが適切か。

(2) 「拠出時」における対応

例③ 保険料拠出時において、所得に応じて保険料の一部を軽減し、その分公的に支援する仕組みを導入する。(当該期間についても、年金額計算上は保険料納付済期間と同様の取扱いとする。)

[論点]

- 改正直後から多額の費用が必要なことや、将来に向けての措置となるため、実際に年金給付の改善効果が出るまでに長期間を要することについてどう考えるか。
- 個々の被保険者の負担能力を確認するため、国民年金の第1号被保険者全員(約2,100万人)の所得を把握する仕組みが必要となるが、これについて税務当局の協力を得ることが可能か。
- 保険料の補助基準について、現行の免除基準と同様のものとする場合でも、対象者が大幅に拡大し、多額の費用が必要となることをどう考えるか。
- 所得捕捉が十分でない国民年金の第1号被保険者(自営業者等)についてこうした措置を導入すると、第1号被保険者の間での不公平感を助長することになるのではないか。

(3) 税方式の導入

例④ 基礎年金に必要な財源を全額税財源で賄う税方式を導入する。(これにより、過去の保険料納付実績にかかわらず、原則としてすべての高齢者に満額年金が支給される。)

[論点]

- 社会保険方式の持つ「自立自助」のメリットを放棄することが適切か。
- 生活保護との関係をどう考えるか。

- 制度の切り替え時点において、これまで保険料を納付してきた者と納付してこなかった者との公平をどのように図るのか。公平を図ろうとすれば、移行に40年～60年という長期の期間を要することについてどう考えるか。
- 上記(1)(2)に比べてもはるかに巨額な財源が必要となることについてどう考えるか。

※ 社会保障国民会議の公的年金制度に関する定量的なシミュレーション（平成20年5月）においては、税方式への切替えにより、その時点で国庫負担2分の1を超えて追加的に9兆円～33兆円（消費税率換算3 1/2%～12%）の税負担が必要となると試算。

2. 基礎年金の受給資格期間（25年）の見直しについて

《現行制度の課題》

- 現行制度における老齢基礎年金の受給資格期間（25年）については、諸外国と比較してもかなり長いものとなっており、年金受給権に結びつかないケース（保険料の掛け捨て）を生み出しているとの指摘がある。
- 一方で、この25年の受給資格期間については、保険料免除期間や合算対象期間（外国居住期間や基礎年金導入までの任意加入期間など）を幅広く算入し、一定の者に対しては70歳までの任意加入制度を設けるなど、受給資格期間を満たすための様々な配慮措置が講じられている。この結果、個々のケースでみると、受給資格期間を満たせずに無年金となるのは、相当長期にわたる未納（15年以上）がある場合にほぼ限定される。

《検討の視点》

- 受給資格期間は、受給資格期間を満たすために保険料納付意欲を高めるとともに、老後の生活保障として一定の年金額を保障するという最低保障機能の役割を担っているものであり、また、現在受給資格期間があることにより無年金者となるのは長期にわたる未納がある者に限られることも踏まえると、受給資格期間の仕組みは今後とも堅持するべきではないかとの指摘についてどう考えるか。
- 現在行われている納付勧奨の徹底、適用・徴収対策の強化等の納付環境の整備に加え、今回の見直しにより基礎年金の最低保障機能の強化が行われ、新たな無年金者・低年金者が発生しないような仕組みが確立するのであれば、受給資格期間はその歴史的役割を終えるとも考えられることから、最低保障機能の強化が行われた場合には、受給資格期間の短縮を図ることも考えられるとの指摘もあるがどうか。
この場合、これまで受給資格期間を満たしていない者に対し、新たに年金給付を行うこととなるが、その費用負担についてどう考えるか。

（年金部会での主な議論）

- ・ 納付保険料をできる限り年金受給に結び付けるという観点から、短縮すべき。
- ・ 国際化している時代に、25年は長すぎる。
- ・ 短縮したとしても、20歳から60歳までの40年間、国民年金への加入義務があることに変わりはない。
- ・ 基礎年金の名を冠する以上、意味ある給付水準を提供したい。すると拠出原則のものでは、ある程度の期間を要さざるを得ない。

- ・ 国民年金保険料の免除制度が有効に機能していれば、受給資格期間は現行の25年で差し支えないと考えられる。

《見直す場合に考えられる選択肢》

例① 一定水準の年金額の支給を確保するという受給資格期間の役割を維持しつつ、現状よりも年金受給権に結びつけやすくするという観点から、20年に短縮する。

[論点]

- 無年金者に対する年金受給権の付与という観点からは、限定的な効果しか得られないことをどう考えるか。

例② 受給資格期間による年金額の最低保障という考え方を放棄し、保険料の掛け捨てをなくして可能な限り年金受給権に結びつけやすくするという考えに立ち、基礎年金の最低保障機能の強化を図ることと併せて、受給資格期間そのものを撤廃する。

[論点]

- 年金制度に1月だけ加入した者にも月額138円(66,000円÷480月)の年金を支払うことになるが、老後生活の所得保障の支柱となるべき年金給付のそもそもの意義に照らしてどう考えるか。また、行政コスト上の点からどう考えるか。
- 年金によって老後の所得保障を行うという政府の責任を放棄することにならないか。また、低額の年金者を増やすことになることから、結果的に公的年金に対する信頼が揺らぐことになるおそれはないか。
- 現行制度下でも、受給資格期間を満たせないのは長期にわたり未納となっている者に限定されることを考えると、年金受給権を得るための保険料納付意欲がなくなり、未納問題が一層深刻になるおそれはないか。
- 諸外国においても何らかの受給資格期間を設定していることが通例であることをどう考えるか。

例③ 受給資格期間そのものを撤廃することに伴う上述の論点や、年金制度が世代間扶養の考えに基づき運営されている点を勘案して、基礎年金の最低保障機能の強化を図ることと併せ、5～10年の受給資格期間を設ける。

※ 10年という期間は、60歳から高齢任意加入することにより、最大10年間、納付期間を得ることができる期間でもある。

[論点]

- 現行制度下でも、受給資格期間を満たせないのは長期にわたり未納となっている者に限定されることを考えると、年金受給権を得るための保険料納付意欲がなくなり、未納問題が一層深刻になるおそれはないか。

3. 国民年金保険料の徴収時効（2年）の見直しについて

〈現行制度の課題〉

- 現行制度においては、国民年金の保険料を徴収する権利については、2年で時効消滅することとされており、国民年金の被保険者は、原則として、保険料の納付時期から2年を経過したときには、保険料の納付を行うことができなくなる。

〈検討の視点〉

- 時効期限である2年そのものを延長することについては、膨大な債権債務関係の早期整理という時効制度の趣旨や、他の社会保険制度*における保険料徴収権の時効（2年）との均衡にかんがみると、困難ではないか。

* 厚生年金保険、健康保険、国民健康保険、介護保険、労働保険の各制度

- 保険料を納めやすくすることにより無年金・低年金を防止する観点から、時効の延長とは別に、時効後においても保険料を納付することができる仕組みを導入すべきという指摘があることについてどう考えるか。
- そうした仕組みの導入についても、納付意欲への影響等を考慮すると認めるべきではないとの指摘があることについてどう考えるか。

（年金部会での主な議論）

- ・ 2年の時効はそのまま、自主的に追納できるようにすべき。消滅時効を延ばすと、2年を超えた滞納者に対して強制徴収することになるが、その必要性はない。
- ・ 後で保険料を納めれば良いという被保険者側のモラル低下の問題、徴収機関側からみて国民年金保険料という大量の小口債権を長期間管理するコストの2点を特に考慮すべき。
- ・ 支払い能力のある者に無利息で納付猶予する必要があるかどうか疑問。納付意欲を減退させるうえ、保険料が給与天引きのサラリーマンに不公平感を抱かせるのではないか。

※ 社会保障国民会議中間報告において、無年金者・低年金者の発生を最小限に食い止めるため、弾力的な保険料追納を検討すべき旨の記載がある。

〈見直す場合に考えられる選択肢〉

- 例① 時効後においても、いつでも保険料を納められるようにする。

[論点]

- 後納する保険料が多額となるため、実際に利用できるのは高所得者のみとなるのではないか。
- 我が国の年金制度が、世代間扶養の考え方にに基づき、現役世代の保険料でそのときの給付に必要な原資を賄う賦課方式を基本としていることに照らし、無条件に後納を認めるという仕組みは採りがたいのではないか。
- 2年の期限内に保険料納付を行う意欲が損なわれ、モラル低下が生ずることとならないか。特に、現在進めている強制徴収の徹底等に対して悪影響が出ないか。

例② 保険料を納めやすくすることにより、無年金・低年金を防止する観点から、納付期限から5年間又は10年間は、時効後であっても、保険料の納付（後納）を認める。

[論点]

- 2年の期限内に保険料納付を行う意欲が損なわれ、モラル低下が生ずることとならないか。特に、現在進めている強制徴収の徹底等に対して悪影響が出ないか。

4. 国民年金の適用年齢のあり方について

《現行制度の課題》

- 国民年金の適用年齢は、20歳から60歳までとされているが、現状では、22歳位までは大学生等の学生が太宗を占めるなど、生産活動等に從事しているとまでいえない状況にある。
- 国民年金の保険料納付率については、20歳台が最も低く、年齢階層が上がるに従って高くなる傾向にある。

※ 保険料納付率は納付月数を納付対象月数で除したものであり、このうち納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（全額免除月数・学生納付特例月数・若年納付猶予月数を含まない。）をいう。

《検討の視点》

- 20～25歳の納付の実態（納付率、学生納付特例制度や若年者納付猶予制度の適用状況）や60歳以上の高齢者就労の進展を踏まえ、国民年金保険料の適用年齢のあり方の見直しを検討する必要があるか。

（年金部会での主な議論）

- ・ 大学生から保険料を取ること自体がおかしく、適用年齢を引き下げるべきではない。
- ・ より年金制度に関心を持つ世代に適用範囲をシフトさせれば、納付率の向上が期待できる。
- ・ 適用前の障害の取り扱いについては工夫する必要がある。
- ・ 保険料の徴収は稼得と連動させるべき。

《見直す場合に考えられる選択肢》

例① 国民年金の適用年齢を25～65歳とする。（40年加入は堅持）

[論点]

- 20～24歳については障害年金が給付されなくなるため、別途その期間中について障害者の所得保障のための措置（福祉的手当の創設等）を講じる必要があるのではないか。

例② 国民年金の適用年齢を20（又は18）～65歳とし、その間で40年納付すればよいこととする。

[論点]

- 個々の被保険者が保険料を納めていない期間について、「納付しなくてもよい期間（強制徴収不可）」と「納付すべきなのに納付していない期間（強制徴収がありうる期間）」との区分をどのようにつけるのか。個人の選択にするのか、事後的に区分するのか。
- 上記期間の区分ができたとした上で、それぞれの期間中に発生した障害に係る障害年金の取扱いをどう考えるか。

例③ 国民年金の適用年齢を20～65歳とし、うち20～25歳は一律納付猶予の期間とする（任意で保険料を納付した場合には保険料納付済期間として取り扱う）。60～65歳については、当面任意加入とすることも考えられる。

[論点]

- 現在、国民年金は20歳から60歳までの40年間の保険料納付で満額年金を支給するという制度設計であるが、適用年齢を見直す場合、40年という現行加入期間を超える期間の年金額への反映についてどう考えるべきか。

5. パート労働者に対する厚生年金適用の拡大等について

〈現行制度の課題〉

- 現行制度においては、勤労者が事業所と常用的使用関係にあるか否かという観点から、通常の労働者の所定労働時間の4分の3以上の就労時間のパート労働者について厚生年金の被保険者とされており、就労時間が短いパート労働者については厚生年金が適用されていない。
- 賃金により生計を営み、老後の稼得手段を失う可能性が高い勤労者については、厚生年金が適用されない場合、国民年金の保険料を滞納し無年金者となると、老後生活に深刻な問題が生じ得る。

〈検討の視点〉

- 賃金により生計を営み、老後の稼得手段を失う可能性が高い勤労者については、できる限り被用者年金制度の対象とすることが望ましいとの考えの下、正社員に近いパート労働者にまで厚生年金の適用を拡大することを盛り込んだ被用者年金一元化法案が平成19年4月に国会へ提出され、現在継続審議中である。したがって、まずは同法案の成立を図るとともに、今後、基礎年金の最低保障機能の強化が効果を上げるなど制度環境が大きく変化した際に、更なる適用拡大を検討すべきではないか。

この場合、適用拡大は年金財政にとってマイナスの影響を及ぼす可能性があるが、それを補填する費用をどうするかという点についても検討する必要がある。

※ 被用者年金一元化法案により適用拡大が図られる者の範囲（以下を全て満たす者）
週所定労働時間 20 時間以上、賃金月額 98,000 円以上、勤務期間 1 年以上、学生は適用対象外（中小企業は適用猶予）

※ 現行の標準報酬の下限を引き下げた上で、週所定労働時間 20 時間以上のパート労働者（310 万人）に厚生年金の適用を拡大した場合、それらの者の総報酬月額の平均が6万円だと仮定すると、制度成熟時において 700 億円の単年度収支赤字となる。（総報酬月額の平均が8万円の場合、単年度で 200 億円の赤字）。

- なお、厚生年金が適用されないパート労働者の年金受給権を確保するため、国民年金保険料を事業主がパート労働者の給与から天引きして代行徴収することも考えられるが、その際には、
 - ・ 事業主に代行徴収の義務を課すのか、任意の制度とするのか、
 - ・ 低い賃金から定額の保険料を天引きすることは可能か、

- ・ 事業主と社会保険庁との間で保険料の納付事務を円滑に進めることが可能か、
 - ・ 事業主の徴収コストについて国が負担できるか、
- といった点について留意する必要がある。

(年金部会での主な議論)

《適用拡大に賛成の意見》

- ・ 先ずは、継続審議となっている被用者年金一元化法案の成立を目指すべき。
- ・ パート労働者に対する厚生年金の適用拡大の問題は、引き続き推進していかなければならない重要課題である。
- ・ パート労働者と正規労働者の均等処遇というものを図っていくことも重要。
- ・ 原則適用が基本で、今の労働時間4分の3を引き下げることが現実的な対応方法。
- ・ 適用の要件に、収入要件と期間が加わると、新たな就業調整あるいは事業主による適用逃れの問題も生じてくる恐れがある。

《適用拡大に慎重な意見》

- ・ 短期労働者についても厚生年金を適用していくことについては、事業主の協力や理解、納得が当然必要。
- ・ パート労働者に依存しながら日常の仕事をやっているという業種が現にあるという実態を無視することはできない。
- ・ 厚生年金の適用下限を9万8000円からさらに下げると毎月の保険料の額が基礎年金拠出金単価を下回ることになり、国民年金と厚生年金との制度間の公平が維持しにくくなる。

※ 社会保障国民会議中間報告において、非正規雇用者・非適用事業所雇用者について、厚生年金の適用を拡大するとともに、雇用主による代行徴収を行う等の措置を講じ、納付率の向上に真剣に努めるべき旨の記載がある。

6. 育児期間中の者の保険料免除等について

〈現行制度の課題〉

- 被用者年金においては、子が3歳に到達するまでの育児休業等の期間について、保険料が免除される等の措置が講じられているが、自営業者等については、育児に着目して保険料を減免するような仕組みは存在していない。
また、年金制度全体として、育児に着目して給付を加算する仕組みは存在していない。

〈検討の視点〉

- 少子化対策は、政府として重点的に取り組むべき喫緊の課題となっている。年金制度においても、その一環として、被用者年金の被保険者のみに限られている次世代育成支援策の対象を拡大し、年金制度全体に拡充することで、出産・育児を行う者について普遍的に適用される仕組みとすべきという指摘についてどう考えるか。
- 少子化対策・育児支援の拡充を年金制度で行う場合、「普遍性」を特質とする公的年金における支援策拡充は、支援の必要性のない・少ない者まで対象となるため、政策コストは巨額となり、かつ、コストに対する対象者個人々人への効果は限定的なものになってしまうという指摘についてどう考えるか。
- 政府全体として取り組む少子化対策にどのように貢献できるのか、また、他の施策との調和をどう図るのか。

(年金部会での議論)

- ・ 子育て支援強化の観点から、第1号被保険者についても免除を考えるべきではないか。
- ・ 経済的な事情や職場環境の問題で育児休業を取得できず、現行の厚生年金保険料免除を利用できない人も多い。
- ・ 少子化対策、育児支援はあらゆる制度を通じて取り組んでいくべき課題。
- ・ 次世代育成支援の観点は、年金制度上重要だが、年金制度を支える層を増やす効果は間接的なものであるだけに、財政投入により国民年金にも育児期間中の保険料免除を導入すべきかは難しい判断である。

〈見直す場合に考えられる選択肢〉

- 例① 育児を行っている期間について、申請に基づき保険料を免除し、その期間については保険料納付済期間と同様の取扱いとする。

例② 育児の実績に応じて保険料を事後的に還付する。

[論点] (例①、②共通)

- 保険料納付済期間として扱うことによる費用について、税負担により対応するのか、保険料財源で対応するのか。税負担により対応する場合は、どのようにして財源を確保するか。また、保険料財源により対応する場合は、特別な保険料を徴収すること等を検討する必要があるのではないか。
- どの程度の期間について保険料負担の軽減を行うべきか。ある程度長期にわたって軽減しなければ育児中の者から評価されず効果が現れない一方で、長期にわたれば巨額の財源を要することになるのではないか。
- 子どもがいない者との公平の観点からどう考えればよいか。
- 保険料の全額を免除するのか、一部を免除するのか。
- 被用者年金被保険者への保険料免除について、定額で行うのか、定率で行うのか。事業主負担についても免除するのか。現行の育児休業期間中等に係る被用者年金の保険料免除制度との関係をどう考えるのか。
- 子ども1人について、夫婦2人分を免除対象者とするのか。1人分について免除するのか。1人分とする場合、夫婦どちらを免除する扱いとするのか。
- 子どもの数に応じて免除に差をつけるのか。

(参考) 保険料免除による措置のほか、育児を積極的に評価して、将来の給付を増額することも考えられる。

※ 例えば、フランスにおいては、子を3人以上育てた高齢者については、年金額に一律10%が加算される扱いとなっている。

[論点]

- 子がどの年齢に到達するまでの期間を評価し、どの程度の加算を行うのか。
- 育児を行ったことの恩恵が将来の年金受給時に初めて具体化するものであるため、育児中の者は評価されず、政策効果も上がらないのではないか。
- 子どもがいない者との公平の観点からどう考えればよいか。

7. 高齢者雇用と統合的な仕組み（在職老齢年金）について

《現行制度の課題》

- 60歳から64歳までの受給者が厚生年金保険の被保険者となった場合には厳しい減額方法、65歳以上（又は70歳以上の被用者）の場合には緩やかな減額方法により、年金の支給停止が行われているが、高齢者雇用を促進する観点から、働くことに中立的な制度とするべきという指摘がある。

《検討の視点》

- 高齢者雇用促進の観点から、在職老齢年金による支給停止を緩和すべきとの指摘についてどう考えるか。
- 保険料財源の支出増加については、将来の給付額を縮減するか、保険料負担を大きくすることにより、将来世代に負担を転嫁することになることをどう考えるか。特に、60歳台前半の年金は、支給開始年齢の引上げにより、現在の現役世代は受給しないことにも留意する必要があるのではないか。
- 在職老齢年金制度を改善し、年金の支給割合が現行よりも増加する仕組みにした場合、年金の増加分が賃金の低下により相殺されるおそれがないか。また、在職老齢年金の見直しにより、高齢者雇用の促進効果がどの程度期待できるか。
- なお、保険料負担で対応する場合には、年金財政の均衡を保つため、保険料負担を引き上げるか給付水準を引き下げることが必要となるが、現行の給付と負担の枠組みでは保険料率の上限と所得代替率の下限が固定されていることにかんがみれば、別途の財源対策が必要となるのではないか。その場合、例えば、実効保険料率が軽減される結果となっている標準報酬の上限を超える高所得者に、実際の報酬に見合った保険料の負担をしてもらう観点から、過剰給付にならないように配慮しつつ、標準報酬の上限を引き上げることも考えられるのではないか。

（年金部会での主な議論）

- ・ 働き方への中立性を尊重すべき。
- ・ 高齢者の就業を促進することによって、年金制度を支える層を増やすことは、極めて重要な観点である。
- ・ 在職老齢年金は、現役世代の保険料負担軽減という財政的寄与が唯一最大の意義。他方、制度が持つべきロジックを犠牲。給与所得のみが年金カットの基準となっている点も「狭い」

点で問題。

※ 社会保障国民会議中間報告、「5つの安心プラン」、「緊急経済対策」において、高齢者雇用促進の観点から在職老齢年金の見直しが検討項目として挙げられている。

≪見直す場合に考えられる選択肢≫

例① 在職老齢年金の仕組みを全廃し、年金を全額支給することとする。(60歳台前半のみならず、65歳以降の者についても同様の措置を講ずる)

[論点]

- 廃止に伴う財政影響は巨大なものとなり、現役世代との均衡を図るため高額年金受給者の給付を一部我慢してもらうという在職老齢年金の意義を放棄することが適当か。

例② 60歳台前半の年金は、年金と賃金の合計額が28万円を超える場合に年金の支給停止が始まるが、その支給停止開始点を引き上げる。

[論点]

- 支給停止開始点の引上げに当たり、その引上げ後の金額について、どのような考え方が採り得るか。

※ 65歳以上の者に係る現行の在職老齢年金の支給停止開始点 48万円
60歳台前半の者に係る平均賃金 34万円

例③ 賃金と年金の合計額が支給停止開始点(60歳台前半28万円、65歳以降48万円)を超える場合は、賃金額の増加2に対し年金額1を停止しているが、その停止割合を引き下げる。

[論点]

- 相対的に高賃金・高年金の者ほど改善効果が大きくなることについてどう考えるか。

(参考) 『年金制度改正に関する意見』(平成15年9月社会保障審議会年金部会)において、在職老齢年金の見直しに関し、「なお、現行制度において、年金と賃金の合計が28万円を超える場合に、賃金が2増えれば年金を1支給停止するという調整率の緩和や、この調整開始点を引き上げることについては、高所得者のみが有利となり、望ましくない。」とされている。

留 意 点

- すべての項目に共通する課題として、見直しにより追加的な費用が必要となる場合について、その費用を税負担により対応するか、保険料財源で対応するか。
- このうち、税負担により対応する場合にあっては、どのようにして財源を確保するか。
- また、保険料財源により対応する場合にあっては、保険料負担が上がるか所得代替率が低下することとなり、現行の16年改正の財政フレームを逸脱することになるので、別途の財源対策が必要となるのではないか。この場合、16年改正の財政フレームの範囲内で、何らかの給付抑制を行うか、現行の保険料の増収等の措置を講ずることや既存の枠組み以外に特別な保険料を徴収すること等新たな保険料負担を求めることを検討する必要があるのではないか。